

# 復興増税・2012年度税制改正 -ポイント、影響、今後の課題-

---

2011年12月22日

大和総研 資本市場調査部

制度調査担当部長 吉井一洋

制度調査課 鳥毛拓馬 ・ 是枝俊悟

# 本日の構成

---

## 1. 税制改正・社会保障改革の全体像

- ・2011年の税制改正と2012年度税制改正大綱の全体像
- ・社会保障と税の一体改革案(社会保障部分)

## 2. 個人の税負担・社会保険料負担への影響

- ・所得税付加税、給与所得控除、退職金課税、車体課税、環境税など
- ・年金2.5%減額、厚生年金保険料引上げ、子ども手当見直しなどを含めた試算
- ・住宅税制の見直し(固定資産税、住宅取得資金の贈与税、住宅ローン減税など)
- ・相続・贈与税の抜本改正は先送り

## 3. 法人の税負担・社会保険料負担への影響

- ・法人税減税、法人税付加税、課税ベースの拡大
- ・法人の社会保険料負担と今後の検討事項

## 4. 証券・金融税制

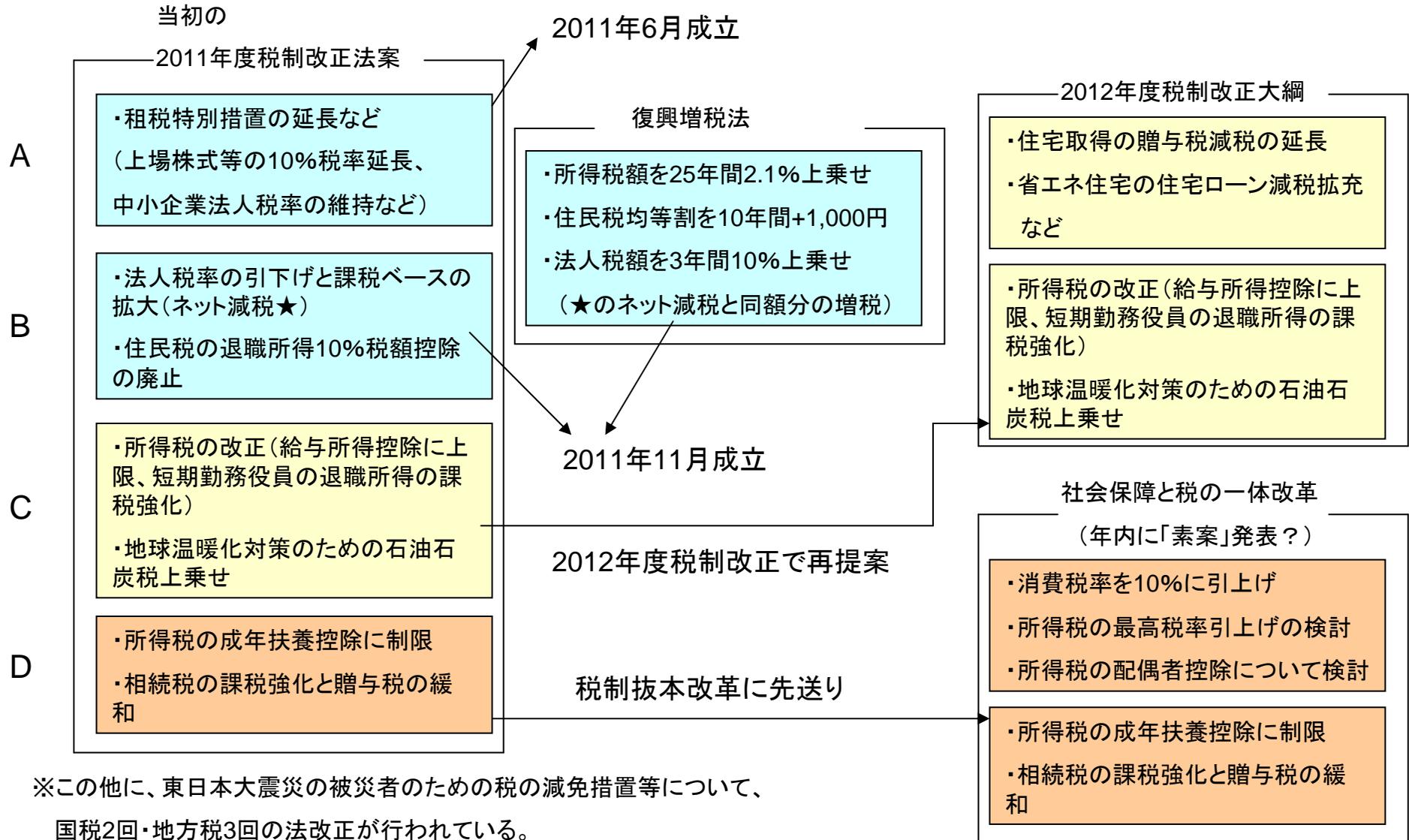
## 5. 国際課税



---

# 1. 税制改正・社会保障改革の全体像

# 1. 税制改正の全体像



(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課作成

## 2011年の税制改正についての総括

- 1年を通じて、政府・与野党・国会などで、税制改正の審議が行われた珍しい年
- 与野党間の妥協で、復興増税は25年に  
消費税率の引上げ案をなぜ早々に選択肢から除外したのか？  
25年間、複雑な税実務が続く（例：公社債の利子源泉徴収税率20.315%）
- 子育て世帯は、子ども手当、年少扶養控除等の改正に振り回される  
子ども手当と税制の改正は「子育て世帯」の中での所得再分配？  
高所得の子育て世帯は、年少扶養控除廃止と手当の所得制限が重荷に  
自民党も、目指すべき子育て支援の姿を示せていない？（全て元に戻せばそれでよいのか？）
- 税制改正の審議プロセスが不透明に  
菅内閣時代の「民主党税制改正PT」は審議を原則公開していた  
しかし、野田内閣の「民主党税制調査会」は審議を原則非公開に  
（民主党が当初目指していた、税制改正プロセスの透明化は後退、自民党時代に近い姿に）

# 社会保障と税の一体改革案(税制部分)

## 消費税率についての記述

- 「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」
- 「税制抜本改革については、政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取り組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として(以下略)」

### その他の税制改正の方針→

このあたりについては、  
2011年度税制改正で一部  
を早期に実現する予定で  
あったが、

野党の反対のため、法案が  
成立せず、税制抜本改革ま  
で先送りとなっている。

個人所得課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種の所得控除の見直し、税率構造の改革を行う</li> <li>番号制度等を前提に、給付つき税額控除の検討を進める</li> <li>金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む</li> </ul>
法人課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げを行う</li> <li>中小法人の軽減税率も、中小企業租特の見直しと併せ、引下げを行う</li> </ul>
消費課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税(国・地方)については、本成案に則って所要の改正を行う</li> <li>逆進性問題については、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討</li> <li>消費税と個別間接税の関係等の論点について検討</li> <li>地球温暖化対策のための税を導入</li> </ul>
資産課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続税の課税ベースの見直し、負担の適正化を行う(課税強化)</li> <li>現役世代への資産移転のため、贈与税を軽減</li> <li>事業承継税制について、運用状況等を踏まえ、見直しを検討</li> </ul>
地方税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築</li> <li>現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保障・税共通番号制度の導入を含む納税環境整備を進める</li> <li>国際課税について、国際的租税回避の防止、投資交流の促進、国際連帯税などを検討</li> </ul>
2011年度税制改正について	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記のような方向性を踏まえ、税制抜本改革の一環をなす緊急性の高い改革に取り組んできたところであり、引き続き、早期実現を目指す</li> </ul>

(出所) 成案をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

# 社会保障と税の一体改革案(社会保障部分)・・・6月発表の「成案」と比べると

	A・充実(給付拡大)	B・重点化・効率化(給付抑制)	C・所要額(A+B)
子ども	○「子ども・子育て新システム」の実現 ・待機児童の解消 ・幼保一体化の実現 など 7,000億円		・保育等への多様な事業主体の参入促進 など (試算なし)
医療・介護等	①医療・介護サービスの提供体制の見直し ・医療関係の機能強化 8,700億円 ・介護関係の機能強化 2,500億円 ・医療・介護のマンパワー増強 2,400億円		・平均在院日数の減少等 ▲4,300億円 ・外来受診の適正化等 ▲1,200億円 ・介護予防による要介護認定者数の増加抑制 ▲1,800億円
医療・介護等	②健康保険・介護保険等の見直し(注) ・国保を都道府県単位で運営 ・低所得者の保険料軽減の拡充 ・1号被保険者(高齢者)の保険料軽減の強化 ・長期高額医療の高額療養費の見直し ・総合合算制度(社会保障制度全体での自己負担額に上限を設ける) ~2,200億円 ~1,300億円 ~1,300億円 ~4,000億円		・短時間労働者に被用者保険の適用拡大 (▲1,600億円) ・介護納付金の総報酬割導入(平均収入の高い健保組合等の負担増加) (▲1,600億円) <del>・受診時定額負担等(金額は、初診・再診時1,000円負担とした場合) (▲1,300億円)</del>
年金	①現行制度の改善(注) ・最低保障機能の強化(低所得者への加算など) 6,000億円 ・短時間労働者への厚生年金の適用拡大 ・第3号被保険者制度の見直し ・在職老齢年金の見直し ・産休期間中の保険料負担免除 ・被用者年金の一元化 (公費への影響なし)		・高所得者への年金給付の見直し (▲450億円) ・デフレ下のマクロ経済スライドの実施 (▲1,000億円) ・物価スライド特例措置の廃止(年金支給額引下げ) (▲1,000億円) <del>・支給開始年齢の引上げ(金額は1歳引上げた場合) (▲5,000億円)</del> ・標準報酬月額上限の引上げ (影響なし)
年金	②新しい年金制度の創設(2015年度までのスケジュールには盛り込まず) ・所得比例年金と最低保障年金の導入 (試算なし)		(試算なし)
計	計3.8兆円(注)		計~▲1.2兆円(注)

政府・与党は来年度実施の方針

政府・与党は当面見送る方針

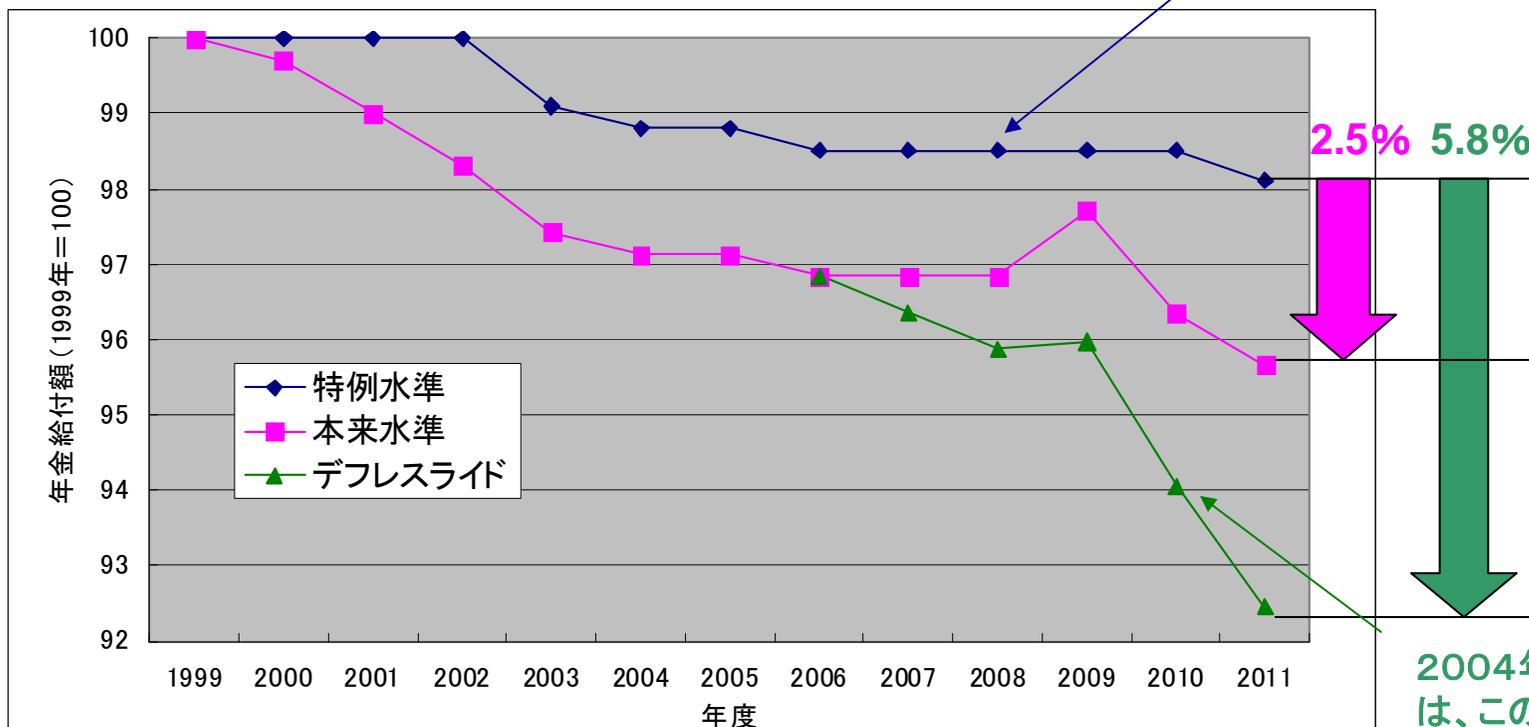
残りの項目は、実施時期不明、消費税引上げと同時に実施など

(注) 縦の列、横の列ともに各項目の金額の合計は、明らかに「計」の欄の数値と一致しないものがあるが、成案の数字をそのまま載せている(ただし、「約」、「程度」、「弱」などの表記は省略した)。特に、「医療・介護等の②」および「年金」については、Bの「重点化・効率化」に掲げられた案の金額がCに反映されていないものと考えられるため、金額はカッコ書きとした。  
(出所) 成案をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

# 年金の「過剰給付」は2.5%だけではない

## 1999年=100とした年金の給付水準のグラフ

実際の給付水準の推移



「特例水準」・・・物価スライド特例措置による実際の年金給付水準  
 「本来水準」・・・完全自動物価スライド(2004年改正以後は例外的に賃金変動率等を使う場合あり)を行った場合の年金給付水準  
 「デフレスライド」・・・仮に2007年度以降、①物価スライド特例措置を廃止し、②マクロ経済スライドを開始し、③デフレ下でもマクロ経済スライドを行うこととする、という3点の改正を行ったとした場合の年金水準  
 (出所)厚労省資料等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

2004年当時の財政見通しでは、この緑のラインの年金給付にしていないと、将来の給付と負担が合わない計算。

(2009年の財政見通しでは、将来の運用利回りを高く想定し直すことで帳尻を合わせた)

※詳しくは、「政府・与党の社会保障と税の一体改革成案の分析」(2011年7月5日、是枝俊悟)を参照。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/11070501tax.html>

# 社会保障と税の共通番号制度(マイナンバー)の導入スケジュール

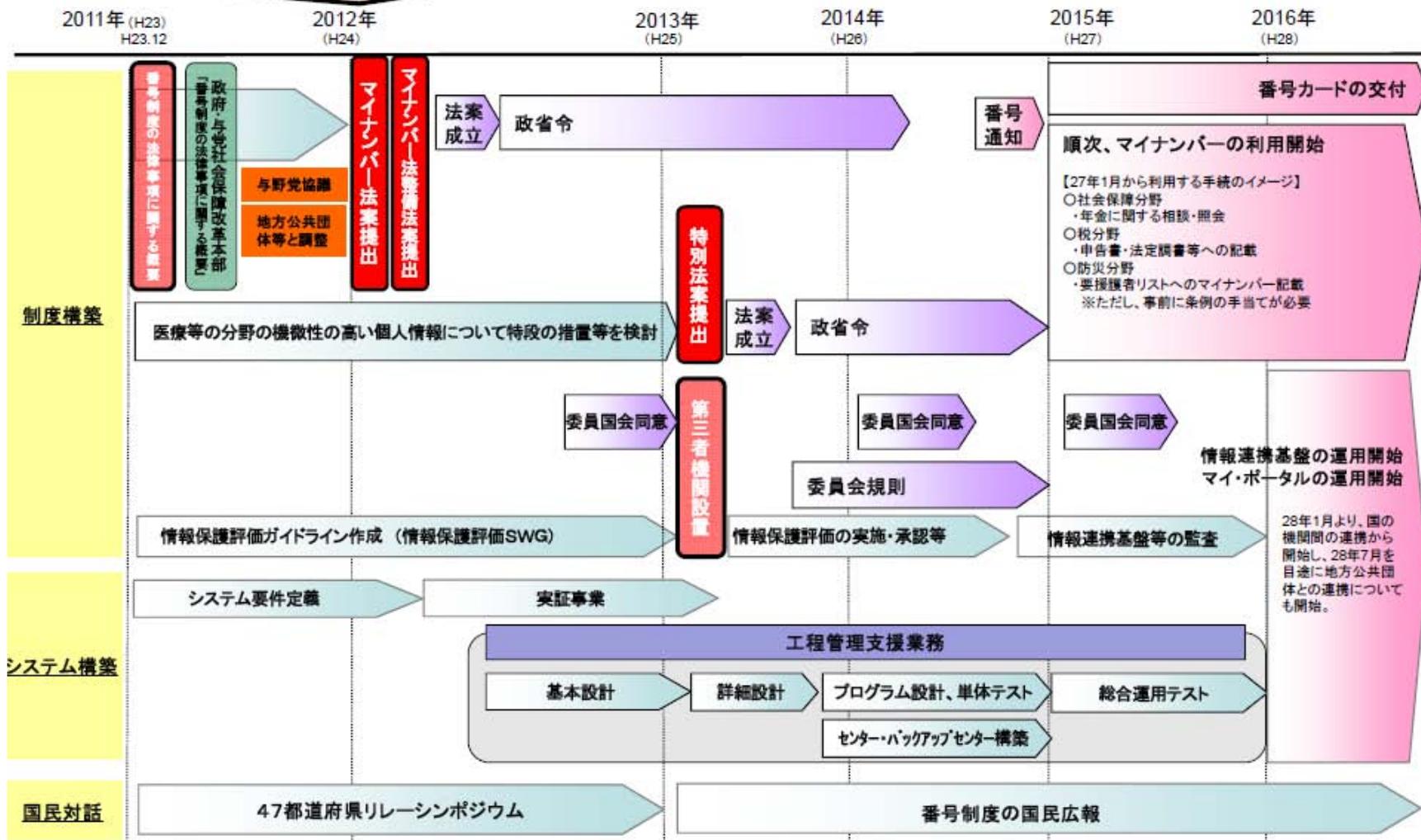
## ☆『マイナンバー法案』を24年通常国会に提出

1. 番号交付: **市町村長が個人にマイナンバーを通知、国税庁長官が法人等に法人番号を指定。**
2. 利用範囲: **「税+社会保障+防災」の各分野から開始。**  
医療等の分野については、まずは医療保険者における手続で利用。
3. 情報連携: **番号個人情報の提供は原則禁止、番号個人情報の授受は法律に規定したものに限り可能。**
4. 個人情報保護: **三条委員会型の第三者機関を内閣府に設置、罰則の強化等により抑止力を向上。**

## ☆その他各府省の関連法令の改正が必要。

関係法律の改正を『マイナンバー法整備法案』として国会に提出

- ・住民基本台帳法
- ・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
- ・商業登記法
- ・内閣府設置法
- ・総務省設置法
- ・財務省設置法 などが想定される。



(出所)内閣官房「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」資料

## 社会保障と税の一体改革についての総括

- 給付の充実ばかりが先行し、抑制については先送りされる傾向に
- 年金の物価スライド特例水準(2.5%の給付超過)の3年での解消は踏み込んだ内容だが・・・
  - 物価スライド特例水準の解消に加えて、デフレ下でもマクロ経済スライド(少子高齢化を反映した給付の実質引下げ)を行わないと、将来世代の年金給付に大きな悪影響
  - とりあえず、物価スライド特例水準の解消は評価できるが、実施に向けて与党内・野党・年金受給者に丁寧な説明を行い、理解を求める必要がある
- 消費税率引上げ時の使途については全く不明である
  - 成案に記載された金額の一覧表は、収支が全く合っていない
  - 消費税率引上げにより得られる財源は、社会保障4経費以外に使わないとされているが・・・
  - 消費税率引上げ時に法人税引下げ(地方法人特別税の地方消費税化)や車体課税の引下げなども検討されている
  - 消費税率を引上げたとしても、実際にどれだけ税収が増えるか？ 財政再建に繋がるのか？



## **2. 個人の税負担・社会保険料負担への影響**

## 復興増税(法定済)

- 2013年1月から、所得税額に+2.1%の付加税(復興特別所得税)
- 給与所得、雑所得(年金など)、事業所得など総合課税の所得だけでなく、株式の配当や公社債・預貯金の利子にも付加税が課税される。

	現行(2012年12月以前)			2013年1月以後(注1)		
	税率	うち所得税	うち住民税	税率	うち所得税	うち住民税
総合課税の所得の税率 (給与所得、雑所得、事業所得など)	15%~50%	5%~40%	10%	15.105% ~50.84%	5.105% ~40.84%	10%
総合課税の配当の実質的な税率 (配当控除を考慮)(注2)	7.2%~43.6%	0%~35%	7.2%~8.6%	7.2% ~44.335%	0%~35.735%	7.2%~8.6%
上場株式等の配当の源泉税率	10%	7%	3%	10.147%	7.147%	3%
上場株式等の譲渡所得の税率 (申告不要・申告分離の場合)	10%	7%	3%	10.147%	7.147%	3%
未公開株式等の配当の源泉税率(注3)	20%	20%	-	20.42%	20.42%	-
預貯金・公社債の利子の源泉税率	20%	15%	5%	20.315%	15.315%	5%
報酬・料金等の源泉税率(注3)	10%	10%	-	10.21%	10.21%	-

(注1) 上場株式等の配当・譲渡所得等については現行法の下では、2014年1月以後、税率が変更される予定である。

(注2) 付加税は配当控除後の税額に課されるため、配当控除後の実質的な税率は表記の通りとなる。

(注3) あくまで源泉徴収時の税率であり、原則として、確定申告して総合課税となる(少額配当の場合などを除く)。

(出所) 法令等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- 20.315%、10.21%などの細かい税率が25年間続くことに。
- 住民税均等割の増税(納税者1人あたり年1,000円)は、2014年6月から。

## 2012年度税制改正大綱の改正～①給与所得控除の上限引下げ

- 2012年度税制改正大綱では、2013年1月から、給与所得控除の上限を245万円に。  
(2011年度税制改正大綱に記載されていた、役員等に対する縮小案は、削除された)

→年収1,500万円超の給与所得者が負担増に

収入金額		現行制度	大綱による改正案 (2013年～)	(参考)役員等に対する縮小案 (注・大綱には盛り込まず)
	162.5万円以下	65万円(最低保証額)	現行制度と同じ	現行制度と同じ
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%		
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+ 18万円		
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+ 54万円		
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%+ 120万円		
1,000万円超	1,500万円以下	収入金額×5%+ 170万円	245万円	収入金額×5%+ 170万円
1,500万円超	2,000万円以下			245万円
2,000万円超	2,500万円以下			485万円－収入金額×12%
2,500万円超	3,500万円以下			185万円
3,500万円超	4,000万円以下			605万円－収入金額×12%
4,000万円超				125万円

(出所)大綱・法令(案)等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

## 2012年度税制改正大綱の改正～②役員退職金の課税強化

- 大綱では、2013年1月1日以後に支払われるべき退職所得より、勤務5年以下の役員等について、課税ベースを1/2とする措置を廃止。

### (例)4年勤務して、3,000万円の退職金を受け取る役員の場合

	現行制度		改正後(注)	
	所得税	住民税	所得税	住民税
退職金額	3,000	3,000	3,000	3,000
退職所得控除額(4年×40万円)	-160	-160	-160	-160
① 退職所得控除額控除後の金額	2,840	2,840	2,840	2,840
①の1/2を課税ベースから控除	-1,420	-1,420		
② 退職所得	1,420	1,420	2,840	2,840
③ 通常の税率をかけた後の税額	315	142	856	284
④ 住民税の10%税額控除		-14		
⑤ 所得税付加税2.1%加算			+18	
最終的な税額	315	128	874	284
最終的な税額(所得税・住民税の計)	443		1,158	

この部分が大綱による改正案によるもの。

この他にも、既に改正が成立した「住民税の10%税額控除の廃止」や「所得税付加税2.1%」

も、2013年1月1日施行。

これらを合わせて、この例では、税負担の差が改正前後で700万円以上に。

(注)①の1/2を課税ベースから控除する措置の廃止は、まだ「案」の段階である一方、④の住民税10%税額控除および⑤の所得税付加税2.1%加算は既に成立している。なお、施行時期はいずれも2013年1月1日からとされている。

表示単位未満四捨五入。

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課試算

# 2012年度税制改正大綱の改正～③車体課税の見直し

## 現行制度

現行制度		取得時課税		保有時課税	
		自動車取得税	自動車税 (年1回課税)	自動車重量税(車検時課税)	
				1回目 (購入後1～3年)	2回目以後 (購入後4年～)
一般の税率		車体価格の5%	車種により異なる (★の車の場合、 年39,500円)	車種により異なる「一般の税率」 (★の車の場合、 1年あたり15,000円)	
エコカー 減税	次世代車	免税	購入翌年度1年に限り 一般の税率から 50%程度軽減 (★の車の場合、 年20,000円)	免税	車種により異なる 「一般の税率」 (★の車の場合、 1年あたり15,000円)
	低燃費車Ⅰ	(75%軽減) 車体価格の1.25%		「一般の税率」 から75%軽減 (★の車の場合、 1年あたり3,750円)	
	低燃費車Ⅱ	(50%軽減) 車体価格の2.5%	(減税の適用なし)	「一般の税率」 から50%軽減 (★の車の場合、 1年あたり7,500円)	
経年車 重課 (ガソリン車 の場合)	13年超経過車		税額を一般の税率に 10%程度加算		「一般の税率」より高い (★の車の場合、 1年あたり18,900円)
	18年超経過車				

(注1) ★の車とは、課税の一例であり、「自家用ガソリン車で、排気量1800cc、車両重量1トン以上1.5トン未満」の車とした。

(注2) 低燃費車Ⅰとは、2010年度燃費基準+25%等、低燃費車Ⅱとは、2010年度燃費基準+15%等の要件を満たした自動車のことである。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

**自動車重量税の「エコカー減税」は、購入時車検の1回のみ。**

**自動車重量税の「一般の税率」は、例えば、★の車では、1年あたり15,000円。**

# 2012年度税制改正大綱の改正～③車体課税の見直し

## 改正案

新制度案		取得時課税		保有時課税		
		自動車取得税	自動車税 (年1回課税)	自動車重量税(車検時課税)		
				1回目 (購入後1～3年)	2回目 (購入後4～5年)	3回目以後 (購入後6年～)
一般の税率		車体価格の5%	車種により異なる (★の車の場合、 年39,500円)	車種により異なる「一般の税率」 (★の車の場合、1年あたり12,300円)		
エコカー 減税	次世代車	免税	購入翌年度1年に限り 一般の税率から 50%程度軽減 (★の車の場合、 年20,000円)	免税	「本則税率」から 50%軽減 (★の車の場合、 1年あたり3,750円)	車種により異なる 「本則税率」 (★の車の場合、 1年あたり7,500円)
	低燃費車Ⅰ			「本則税率」から 75%軽減 (★の車の場合、 1年あたり1,875円)	車種により異なる 「本則税率」適用 (★の車の場合、 1年あたり7,500円)	
	低燃費車Ⅱ	(75%軽減) 車体価格の1.25%	(減税の適用なし)	「本則税率」から 50%軽減 (★の車の場合、 1年あたり3,750円)		
	低燃費車Ⅲ	(50%軽減) 車体価格の2.5%				
経年車 重課 (ガソリン 車の場 合)	13年超 経過車		税額を一般の税率に 10%程度加算			一般の税率より高い 税率区分 (★の車の場合、 1年あたり15,000円)
	18年超 経過車					最も高い税率区分 (★の車の場合、 1年あたり18,900円)

(注1) ★の車とは、課税の一例であり、自動車税については「自家用ガソリン車で、排気量1800cc」、自動車重量税については、「自家用車で車両重量1トン以上1.5トン未満」の車とした。

(注2) 低燃費車Ⅰとは、2015年度燃費基準+20%等、低燃費車Ⅱとは、2015年度燃費基準+10%等、低燃費車Ⅲとは、2015年度燃費基準等の要件を満たした自動車のことである。なお、「2015年度燃費基準」は「2010年度燃費基準」よりも20%～30%程度の燃費の改善が求められている。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- 自動車取得税、自動車税は、ほぼ現状維持(エコカー減税の対象車見直し)
- 自動車重量税は、「一般の税率」を引下げ(★の車では、1年あたり15,000円→12,300円)  
さらに、エコカー減税対象車について、車検後2回目(3回目)以後も、「一般の税率」より低い「本則税率」(★の車では、1年あたり7,500円)を適用。

## 2012年度税制改正大綱の改正～④地球温暖化対策のための税の創設

- ・大綱では、CO2排出量あたり一定額(1t排出あたり290円程度)を、現行の石油石炭税に上乘せ。
- ・実施は2012年10月～(最終的な税率の1/3だけ引上げ)、  
2014年1月、2016年1月に税率引上げ。

	原油・石油製品	ガス状炭化水素	石炭
	1klあたり	1tあたり	1tあたり
現行	2,040円	1,080円	700円
2012年10月1日～	2,290円	1,340円	920円
2014年4月1日～	2,540円	1,600円	1,140円
2016年4月1日～	2,800円	1,860円	1,370円
燃焼時のCO2排出量	2.62t/1kl	2.70t/1t	2.33t/1t
CO2排出量1t あたりの上乗せ税率 (2016年4月1日～)	290.08円	288.89円	287.55円

(注)CO2排出量の係数は2010年3月改正後の「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」(環境省・経済産業省)をもとに算出した。原油・石油製品は原油の値、ガス状炭化水素は液化天然ガスの値、石炭は一般炭の値を用いた。

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- ・**税収見込み額(2016年度)は、年間2,405億円。**
- ・**2016年度における、家計負担増は1世帯年間1,200円程度(2012年度は200円程度)。**

## その他家計に影響を与える制度改革等

- **子ども手当の見直し、年少扶養控除の廃止**  
2012年6月から、住民税の年少扶養控除が廃止される。  
(中学生の子ども1人あたり、非課税世帯を除き、一律年33,000円税負担増)  
新児童手当の所得制限世帯への対応はどうか？  
(民主党は月5,000円給付案を出す、自民党・公明党は応じず)
- **厚生年金保険料率の引上げ**  
毎年10月に保険料率が0.157%(従業員負担分)ずつ引上げられることが法定されている。  
これは、2004年年金改正法により、将来の財政を均衡させるための前提である。
- **消費税率10%への引上げ(社会保障と税の一体改革)**  
「2010年代半ば」までに「段階的に」10%まで税率引上げ  
景気回復の条件はどうか？ 逆進性対策は？ 与野党合意の可能性は？
- **年金の物価スライド特例水準(2.5%給付超過)の解消**  
3年をかけて、年金給付を減額。野党や年金受給者の合意を得られるか？

## 2015年の2011年比の実質可処分所得変動の試算

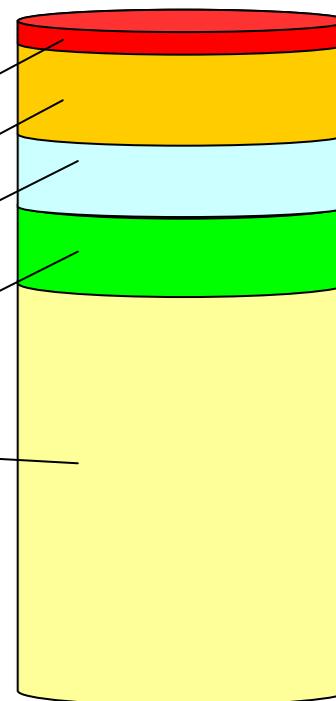
[年収800万円、夫がサラリーマン・妻が専業主婦、小学生の子ども2人の世帯] の例  
(レポートでは「40歳以上片働き4人世帯」)

実質可処分所得 2011年: 641.77万円 → 2015年: 600.53万円  
(41.24万円、6.43%減少)

### 実質可処分所得減少の要因

復興増税 & 2012年度税制改正	-0.39万円
住民税の年少扶養控除の廃止(増税)	-6.60万円
手当の減少(子ども手当→新児童手当)	-5.40万円
厚生年金保険料負担増	-5.60万円
消費税の負担増	-25.00万円
その他	+1.75万円

合計 -41.24万円



## 試算結果①～40歳以上片働き4人世帯

税引き前世帯年収	300	500	800	1,000	1,500	2,000
2011年の実質可処分所得	281.52	434.22	641.77	767.83	1,082.49	1,360.77
2015年の実質可処分所得	257.44	402.78	600.53	696.99	997.55	1,251.32
2011年比(差額)	-24.08	-31.44	-41.24	-70.84	-84.94	-109.45
2011年比(%)	-8.55%	-7.24%	-6.43%	-9.23%	-7.85%	-8.04%

### 実質可処分所得変動の要因分析

A	所得税付加税	-0.07	-0.20	-0.78	-1.41	-3.64	-6.89
B	住民税均等割増税	-0.10	-0.10	-0.10	-0.10	-0.10	-0.10
C	所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-10.75
D	車体課税の引下げ	0.64	0.64	0.57	0.57	0.42	0.42
E	地球温暖化対策のための税	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08
	2012年度税制改正と復興増税による影響(A～E)	0.39	0.26	-0.39	-1.02	-3.40	-17.40
F	消費税率引上げによる負担	-10.70	-16.76	-25.00	-29.02	-41.55	-52.12
G	厚生年金の保険料増加	-2.10	-3.50	-5.60	-7.00	-7.31	-7.31
H	子ども手当の減少(所得制限)	-5.40	-5.40	-5.40	-29.40	-29.40	-29.40
I	住民税の年少扶養控除廃止	-6.60	-6.60	-6.60	-6.60	-6.60	-6.60
J	その他(注1)	0.33	0.56	1.75	2.20	3.32	3.38
	その他の負担(G～J)	-13.77	-14.94	-15.85	-40.80	-39.99	-39.93

(注1) 主に、厚生年金保険料が上がることによる所得控除増加による所得税・住民税の減少である。

(注2) 単位: 万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

- **実質可処分所得の減少率で見ると、年収300万円・1,000万円の世帯への影響が相対的に大きい。これは住民税の年少扶養控除の廃止、新児童手当の所得制限(給付なしを仮定)が原因。**

※前提については、「2012年度税制改正大綱(家計関連税制)試算編」(2011年12月16日、是枝俊悟)参照(以下、同じ)。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/11121601tax.html>

## 試算結果②～40歳以上共働き4人世帯

税引き前世帯年収	800	1,000	1,500	2,000
(夫婦のうち一方の税引き前年収)	480	600	900	1,200
(他方の税引き前年収)	320	400	600	800
2011年の実質可処分所得	668.45	816.92	1,157.68	1,481.49
2015年の実質可処分所得	625.78	767.02	1,091.08	1,376.39
2011年比(差額)	-42.67	-49.90	-66.60	-105.10
2011年比(%)	-6.38%	-6.11%	-5.75%	-7.09%

### 実質可処分所得変動の要因分析

A	所得税付加税	-0.37	-0.58	-1.67	-3.28
B	住民税均等割増税	-0.20	-0.20	-0.20	-0.20
C	所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00	0.00	0.00
D	車体課税の引下げ	0.57	0.57	0.42	0.42
E	地球温暖化対策のための税	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08
	2012年度税制改正と復興増税による影響(A～E)	-0.08	-0.29	-1.53	-3.14
F	消費税率引上げによる負担	-26.05	-31.94	-45.45	-57.34
G	厚生年金の保険料増加	-5.60	-7.00	-10.50	-12.91
H	子ども手当の減少(所得制限)	-5.40	-5.40	-5.40	-29.40
I	住民税の年少扶養控除廃止	-6.60	-6.60	-6.60	-6.60
J	その他(注1)	1.06	1.33	2.88	4.29
	その他の負担(G～J)	-16.54	-17.67	-19.62	-44.62

(注1) 主に、厚生年金保険料が上がることによる所得控除増加による所得税・住民税の減少である。

(注2) 単位: 万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

- 世帯年収が1,500万円(900万円+600万円)であっても、新児童手当の所得制限の対象にはならない。これは、同じ世帯年収・世帯人数で見た、片働き世帯と共働き世帯の可処分所得の差をさらに広げることになる(共働きをより有利に、片働きをより不利にする)。

※前提については、レポート参照。

## 試算結果③～40歳未満単身世帯

税引き前世帯年収	300	500	800	1,000
2011年の実質可処分所得	241.63	393.33	597.74	724.86
2015年の実質可処分所得	230.00	374.52	569.05	689.56
2011年比(差額)	-11.63	-18.81	-28.69	-35.30
2011年比(%)	-4.81%	-4.78%	-4.80%	-4.87%

### 実質可処分所得変動の要因分析

A	所得税付加税	-0.12	-0.29	-0.99	-1.62
B	住民税均等割増税	-0.10	-0.10	-0.10	-0.10
C	所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00	0.00	0.00
D	車体課税の引下げ	0.00	0.00	0.00	0.00
E	地球温暖化対策のための税	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08
	2012年度税制改正と復興増税による影響(A～E)	-0.30	-0.47	-1.17	-1.80
F	消費税率引上げによる負担	-9.59	-15.61	-23.71	-28.74
G	厚生年金の保険料増加	-2.10	-3.50	-5.60	-7.00
H	子ども手当の減少(所得制限)	0.00	0.00	0.00	0.00
I	住民税の年少扶養控除廃止	0.00	0.00	0.00	0.00
J	その他(注1)	0.36	0.77	1.79	2.24
	その他の負担(G～J)	-1.74	-2.73	-3.81	-4.76

(注1) 主に、厚生年金保険料が上がることによる所得控除増加による所得税・住民税の減少である。

(注2) 単位: 万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

- 同じ世帯年収1,000万円で比較すると、2011年時点においては、「40歳未満片働き4人世帯」とは、実質可処分所得の差は42.97万円。この差が2015年時点では7.43万円に縮小。
- 新児童手当を所得制限で支給なしとすると、高所得の層において、子どもがいる世帯と子どものない世帯の間の負担の公平性が阻害される。

※前提については、レポート参照。

## 試算結果④～75歳以上夫婦世帯

2011年の税引き前世帯年収	240	360
(うち夫)	180	288
(うち妻)	60	72
2011年の実質可処分所得	227.50	323.67
2015年の実質可処分所得	211.20	300.92
2011年比(差額)	-16.30	-22.75
2011年比(%)	-7.16%	-7.03%

### 実質可処分所得変動の要因分析

★ 物価スライド特例水準の解消(年金減額)	-6.00	-9.00
A 所得税付加税	0.00	-0.05
B 住民税均等割増税	0.00	-0.10
C 所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00
D 車体課税の引下げ	0.00	0.00
E 地球温暖化対策のための税	-0.08	-0.08
2012年度税制改正と復興増税による影響(A～E)	-0.08	-0.23
F 消費税率引上げによる負担	-10.30	-15.04
G 厚生年金の保険料増加	0.00	0.00
H 子ども手当の減少(所得制限)	0.00	0.00
I 住民税の年少扶養控除廃止	0.00	0.00
J その他(注1)	0.08	1.52
その他の負担(G～J)	0.08	1.52

(注1) 年金減額に伴い、税・社会保険料が減る影響である。

(注2) 単位: 万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

- 夫婦で年金月20万円程度であれば、所得税・住民税は課税されない。  
このため、復興増税も影響しない。
- 消費税増税の次に、年金減額が家計に響く。

※前提については、レポート参照。

## 試算結果⑤～75歳以上単身女性世帯

2011年の税引き前世帯年収	180	240
(うち遺族厚生年金[非課税])	120	168
(うち老齢基礎年金[課税])	60	72
2011年の実質可処分所得	177.54	237.54
2015年の実質可処分所得	164.60	219.80
2011年比(差額)	-12.94	-17.74
2011年比(%)	-7.29%	-7.47%

### 実質可処分所得変動の要因分析

★ 物価スライド特例水準の解消(年金減額)	-4.50	-6.00
A 所得税付加税	0.00	0.00
B 住民税均等割増税	0.00	0.00
C 所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00
D 車体課税の引下げ	0.00	0.00
E 地球温暖化対策のための税	-0.08	-0.08
2012年度税制改正と復興増税による影響(A～E)	-0.08	-0.08
F 消費税率引上げによる負担	-8.36	-11.66
G 厚生年金の保険料増加	0.00	0.00
H 子ども手当の減少(所得制限)	0.00	0.00
I 住民税の年少扶養控除廃止	0.00	0.00
J その他	0.00	0.00
その他の負担(G～J)	0.00	0.00

(注) 単位: 万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

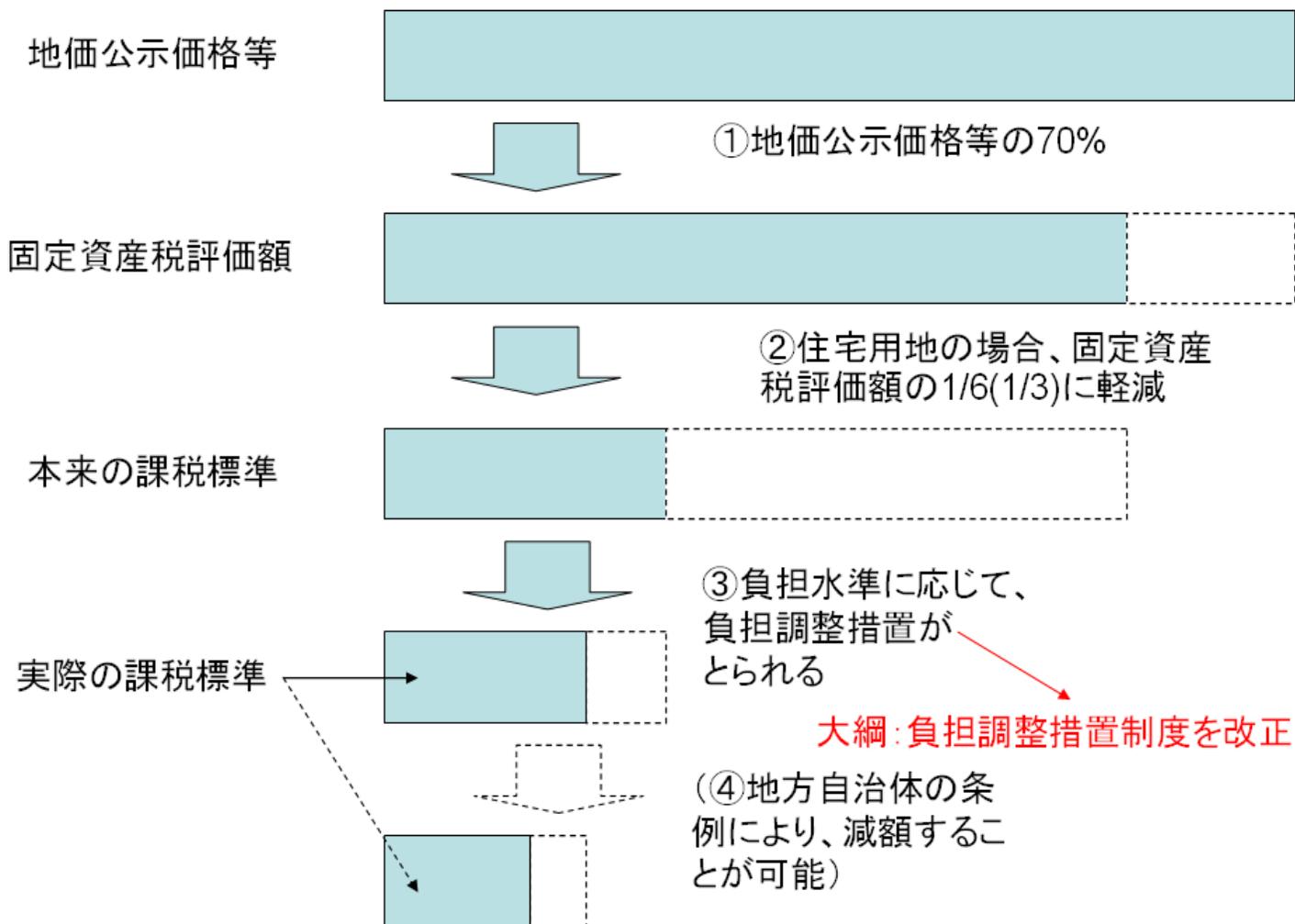
(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

- ・ 遺族年金が非課税のため、単身女性世帯のほとんどには所得税・住民税が課税されないものと考えられる(このため、復興増税の影響もない)。
- ・ 消費税増税の次に、年金減額が家計に響く。

※前提については、レポート参照。

# 資産課税・住宅税制の改正①～固定資産税・都市計画税の改正

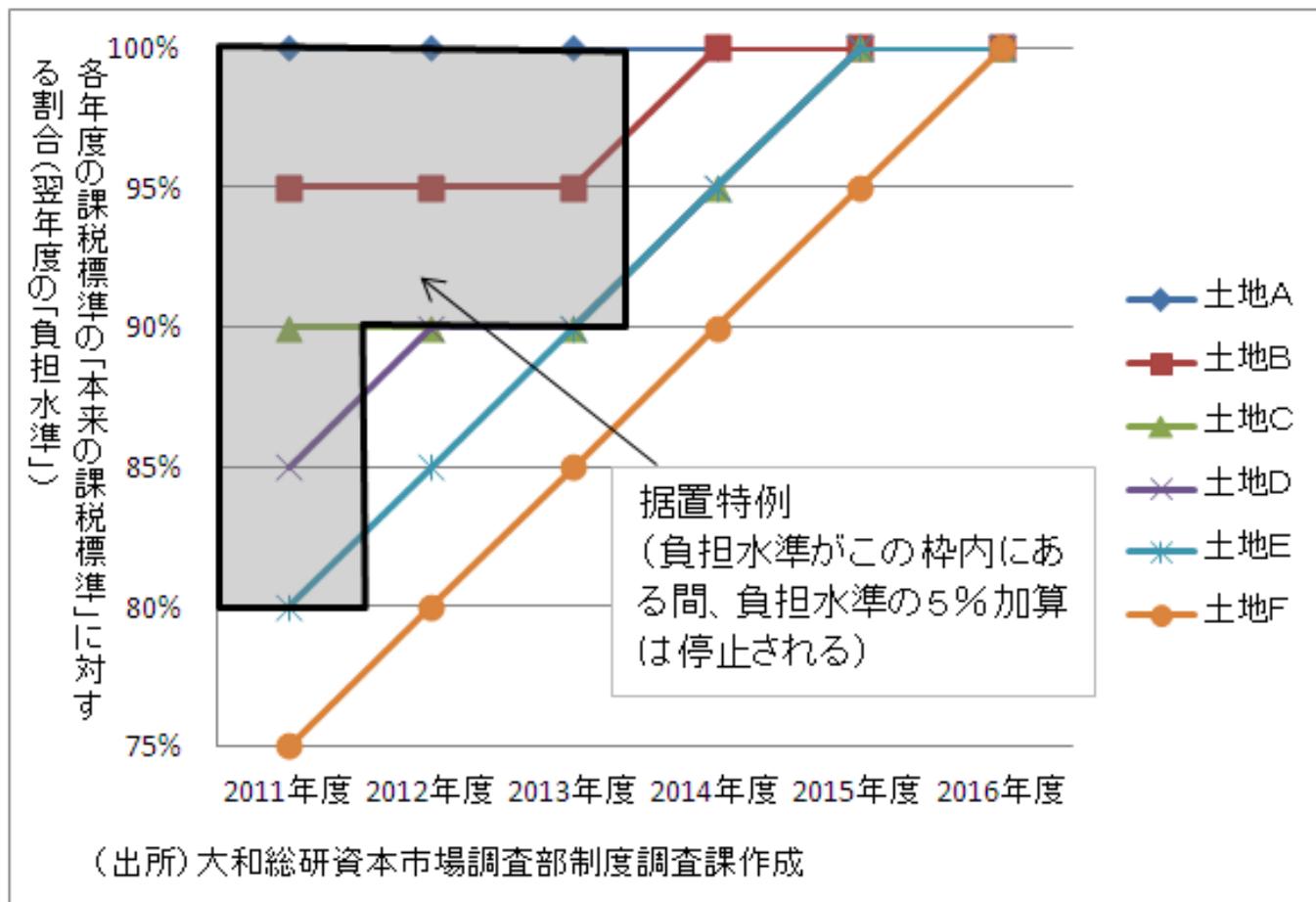
固定資産税・都市計画税の課税標準の計算方法(住宅用地の場合)



(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

## 資産課税・住宅税制の改正①～固定資産税・都市計画税の改正

- 大綱では、住宅用地の課税標準の「据置特例」を段階的に廃止するとした。  
例えば、2011年度の「負担水準」が100～75%の土地A～Fについては、  
評価替えによる課税標準の変動がないとすると、各年度の課税標準は以下のように変動する。



## 資産課税・住宅税制の改正②～直系尊属からの住宅取得資金の贈与税非課税枠

非課税枠の金額(現行および大綱による改正案)

贈与を受ける者	住宅の種類	贈与を受けた年			
		2011年 (現行)	2012年	2013年	2014年
一般	省エネ・耐震住宅	1,000万円	1,500万円	1,200万円	1,000万円
	一般住宅		1,000万円	700万円	500万円
東日本大震災の被災者	省エネ・耐震住宅		1,500万円	1,500万円	1,500万円
	一般住宅		1,000万円	1,000万円	1,000万円

(出所)大綱等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

非課税枠利用のための主な要件(現行および大綱による改正案)

贈与をする者	贈与を受ける者の直系尊属(父母・祖父母等)であること
贈与を受ける者	贈与を受ける年の1月1日において20歳以上であり、贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下であること
住宅の制限	床面積が50㎡以上であり、1/2以上が居住用部分であること等 【大綱では、東日本大震災の被災者以外について、「240㎡以下」を要件に追加】

※なお、この非課税枠は、「相続時清算課税の特別控除額(2,500万円)」

または、「暦年贈与の基礎控除額(110万円)」

のいずれかと併用可能。

(出所)大綱等より大和総研資本市場調査部制度調査課作成

## 資産課税・住宅税制の改正③～住宅ローン減税の改正

### 住宅ローン減税の改正(案)

入居年	一般住宅			長期優良住宅・認定住宅(注1)			東日本大震災の被災者		
	限度額	控除率	10年間の最大減税額	限度額	控除率	10年間の最大減税額	限度額	控除率	10年間の最大減税額
2011年	4,000万円	1.0%	406.72万円	5,000万円	1.2%	610.08万円	4,000万円	1.2%	488.06万円
2012年	3,000万円		305.67万円	4,000万円	1.0%	407.56万円	4,000万円		489.07万円
2013年	2,000万円		204.20万円	3,000万円		306.30万円	3,000万円		367.56万円

(注1) 各年の税額控除額＝年末の住宅ローン残高(ただし限度額以内)×控除率である。税額控除額を所得税から控除できない場合は住民税からも控除できるが9.75万円以内等の制約がある。

(注2) 10年間の最大減税額＝限度額×控除率×10年。ただし、2013年以後分については、復興特別所得税(付加税2.1%)が、住宅ローン減税の適用後の税額に対してかかることを考慮し、最大減税額に2.1%を加算して計算している。

(注3) 認定住宅については、2012年以降の入居に限る。認定住宅に関する規定のみが、法律未成立である。

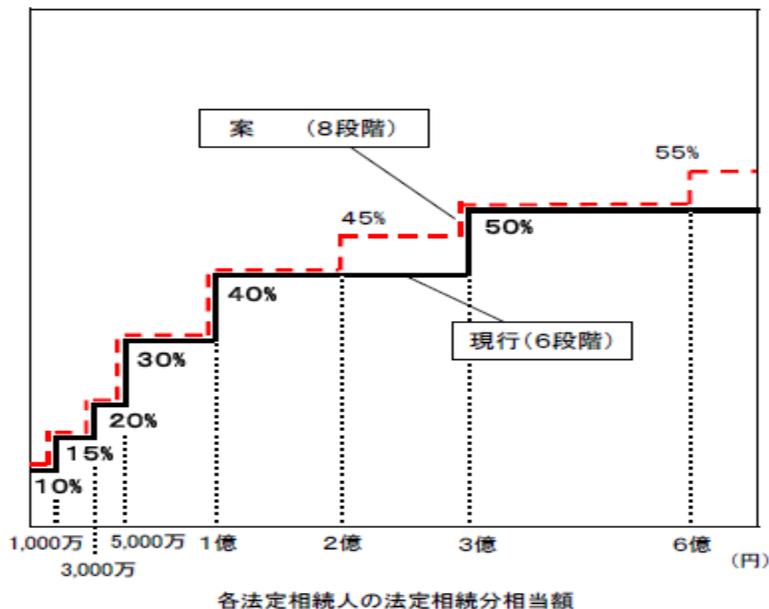
(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- **大綱では、省エネ・耐震性に優れた住宅(認定住宅)について、2013年以後、長期優良住宅と同様の住宅ローン減税を利用できるものとした。**
- **東日本大震災の被災者については、控除率・限度額が多めに設定された(法改正済み)。**
- **2.1%の所得税付加税は、税額控除(住宅ローン減税含む)後の所得税に対して課税される。このため、住宅ローン減税により所得税額がゼロとなる者については、付加税もゼロとなる。**

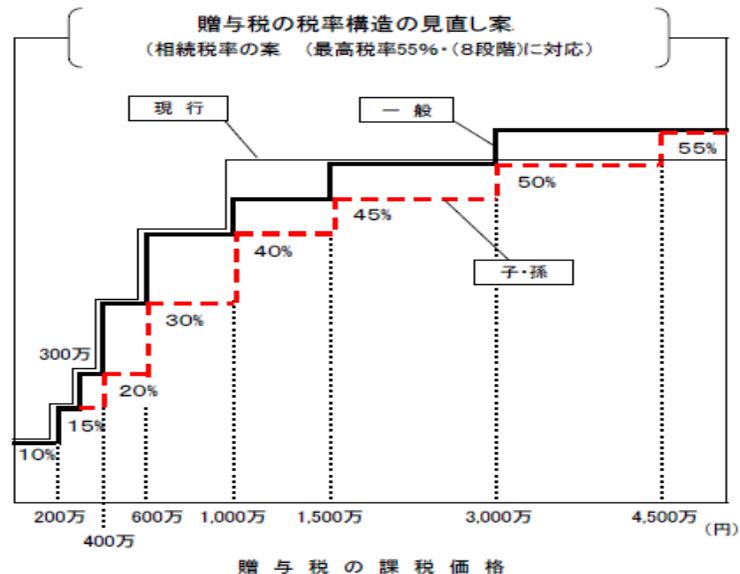
## (参考)税制抜本改革まで先送りされた、相続税・贈与税の抜本改正

- 以下の案は、2011年度税制改正大綱に記載されていたが、野党の反対のため、2012年度税制改正大綱では削除され、税制抜本改革まで先送りとなった。
- 相続税の最高税率の引上げ(左下の表)、基礎控除4割縮小、死亡保険金の非課税枠見直し、未成年者控除・障害者控除の引上げなど
- 贈与税の税率見直し(右下の表)、相続時精算課税の条件緩和など

相続税の税率構造の見直し案



(出所)政府税制調査会資料



(出所)政府税制調査会資料



### **3. 法人の税負担・社会保険料負担への影響**

## 1. 法人税率の引き下げ(2011年度第2次税制改正)

- 改正により、中小法人以外の普通法人の法定実効税率は、東京都の場合、国税と地方税を合わせて5.05%(法人税分4.18%、法人住民税分0.87%)下がり、現行の40.69%から35.64%となる。
- 2012年4月1日以後に開始する事業年度について適用。
- 中小法人に対する軽減税率についても3%引き下げ。

法人の区分		改正前		改正後	
			年800万円以下		年800万円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—	
中小法人(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人を含む) または人格のない社団等	30%	22%(18%)	25.5%	19%(15%)	
公益法人等、協同組合等(単体)	22%	(18%)	19%	(15%)	
協同組合等(連結法人)、特定の医療法人(連結親法人)	23%	(19%)	20%	(16%)	

※1 改正前欄のカッコ内は、2012年3月31日までの間に終了する事業年度に適用。

※2 改正後欄のカッコ内は、2012年4月1日から2015年3月31日までの間に開始する事業年度に適用。

## 2. 復興特別法人税

- 東日本大震災の復興財源確保に係る特別措置法により法人税額に対して10%の付加税が課される。
- 2012年4月1日以後開始事業年度から3年間。

納税義務者	法人税の納税義務者
課税対象	法人の各課税事業年度の基準法人税額
基準法人税額	1. 連結親法人以外の法人・・・各事業年度の所得に対する法人税の額 2. 連結親法人・・・各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額 ただし、特定同族会社の特別税率、所得税額控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除及び土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する規定を適用しないで計算した法人税の額とし、附帯税の額を除く
課税事業年度	2012年4月1日から2015年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度
付加税率	10%

(出所) 東日本大震災の復興財源確保に係る特別措置法を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

## 2. 復興特別法人税

### 復興特別法人税込みの法人実効税率の推移(東京都の場合)

		A	B	C	D	E	法定実効税率
		法人税率	住民税率	事業税率	事業税標準税率	地方法人特別税税率	
		事業税等 控除後所得の	法人税額の	所得の	所得の	「所得×D」 の金額の	
①	現行(2011年度)	30.00%	20.70%	3.26%	2.90%	148.00%	40.69%
②	2012~2014年度	28.05%	20.70%	3.26%	2.90%	148.00%	38.01%
③	2015年度~	25.50%	20.70%	3.26%	2.90%	148.00%	35.64%
④	将来?	25.50%	20.70%	3.26%	—	—	32.96%

(注) 各税率は東京都、外形標準課税法人の場合である。法人住民税は「法人税額」に税率をかけて税額を算定するが、2012~2014年度においては「付加税加算前の法人税額」に税率をかけて算定される。

$$\text{法定実効税率} = \frac{A + A \times B + C + D \times E}{1 + C + D \times E} \quad (\text{①} \cdot \text{③})$$

$$\text{法定実効税率} = \frac{A + 25.5\% \times B + C + D \times E}{1 + C + D \times E} \quad (\text{②})$$

$$\text{法定実効税率} = \frac{A + A \times B + C}{1 + C} \quad (\text{④}) \quad \dots \text{地方法人特別税が廃止された場合}$$

(出所) 法令・条例等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

④の「地方法人特別税が廃止された場合」については後述する。

### 3. 課税ベースの拡大

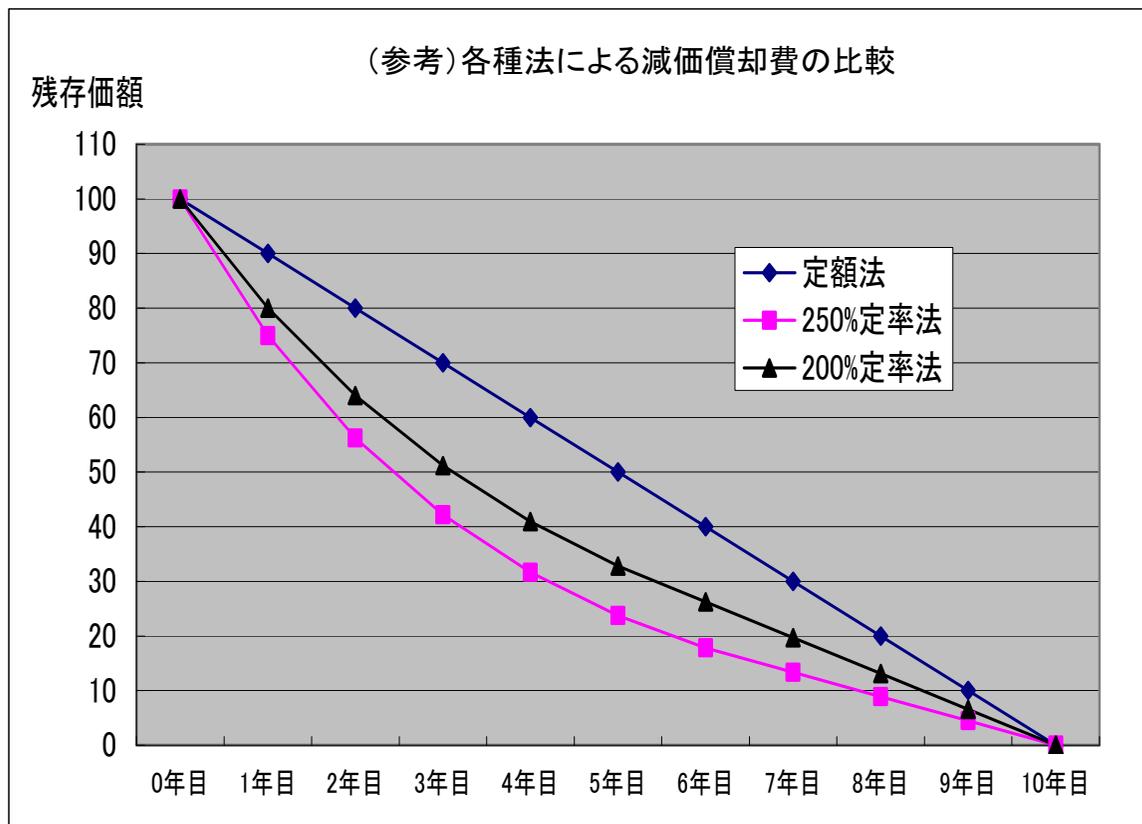
- 減価償却制度の見直し
  - 定率法について250%から200%に改正
- 欠損金の繰越控除制度の見直し
  - 大法人につき繰越控除前の所得金額の80%に制限
  - 繰越期間を7年から9年に延長
- 研究開発税制の縮減
  - 税額控除上限を30%から20%に
- 貸倒引当金の縮減
  - 非金融・大法人
- 一般寄附金の損金算入限度額の引き下げ
- 外国税額控除制度の見直し

# (1) 減価償却制度の見直し(定率法について250%から200%に改正)

- 2012年4月1日以後に取得する資産の減価償却について定率法を採用する場合、その償却率が、現行の250%定率法から200%定率法に変更された。

(参考)業種別の減価償却費(平成21年度分)

	業種区分	損金算入額(単位:百万円)
1	運輸通信公益事業	7,196,464
2	サービス業	6,385,142
3	機械工業	4,245,499
4	化学工業	2,829,247
5	卸売業	2,073,508
6	小売業	1,952,503
7	不動産業	1,631,380
8	鉄鋼金属工業	1,620,933
9	金融保険業	1,603,732
10	その他の製造業	1,359,746
11	建設業	1,254,917
12	食料品製造業	995,745
13	料理飲食旅館業	758,243
14	その他の法人	739,579
15	出版印刷業	573,294
16	農林水産業	213,304
17	繊維工業	161,429
18	鉱業	147,438



(出所)大和総研作成

(出所)平成21年度分会社標本調査を基に大和総研作成

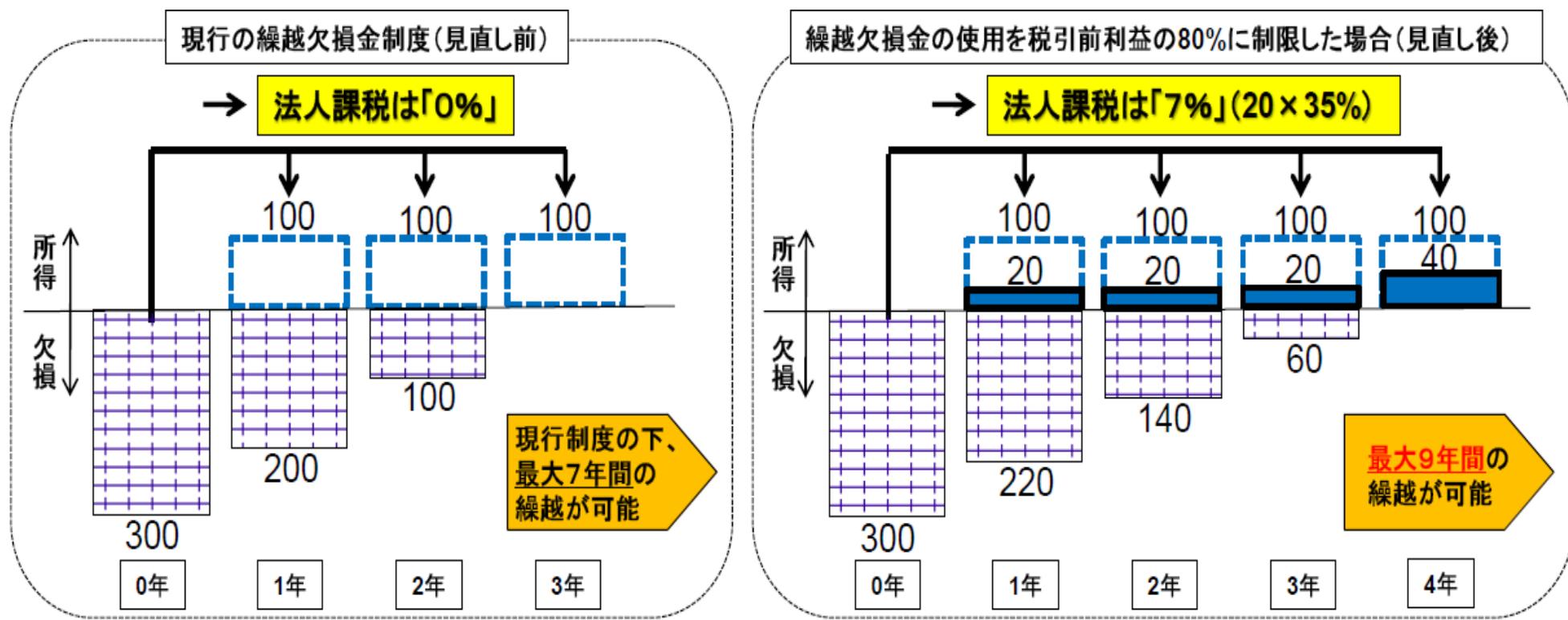
## (参考)会社標本調査の業種等の分類

業種名	産業分類
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業
鉱業	鉱業、採石業、砂利採取業
建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
繊維工業	繊維工業
化学工業	パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、医薬品製造業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業
鉄鋼金属工業	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業
機械工業	一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業
食料品製造業	食料品製造業、飲料・飼料製造業
出版印刷業	新聞業、出版業、印刷・同関連産業
その他の製造業	上記以外の製造業
卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
小売業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車・自転車小売業、家具・什器・機械器具小売業、その他の小売業
料理飲食旅館業	一般飲食店、遊興飲食店、宿泊業
金融保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
運輸通信公益事業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、通信業、放送業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業
サービス業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(新聞業、出版業を除く)、医療、福祉、教育、学習支援業、専門サービス業、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業、その他のサービス業、分類不能の産業
その他の法人	企業組合、相互会社、医療法人

(出所)平成21年度会社標本調査を基に大和総研作成

## (2) 欠損金の繰越控除制度の見直し

- 控除限度額をその事業年度の繰越控除前の所得金額の80%相当額に制限
- 欠損金の繰越期間を現行の7年から9年に延長



(出所)平成23年度税制改正について(参考資料)平成22年12月経済産業省

## 資本金1億円超の企業の繰越欠損金当期控除額及び翌期繰越額

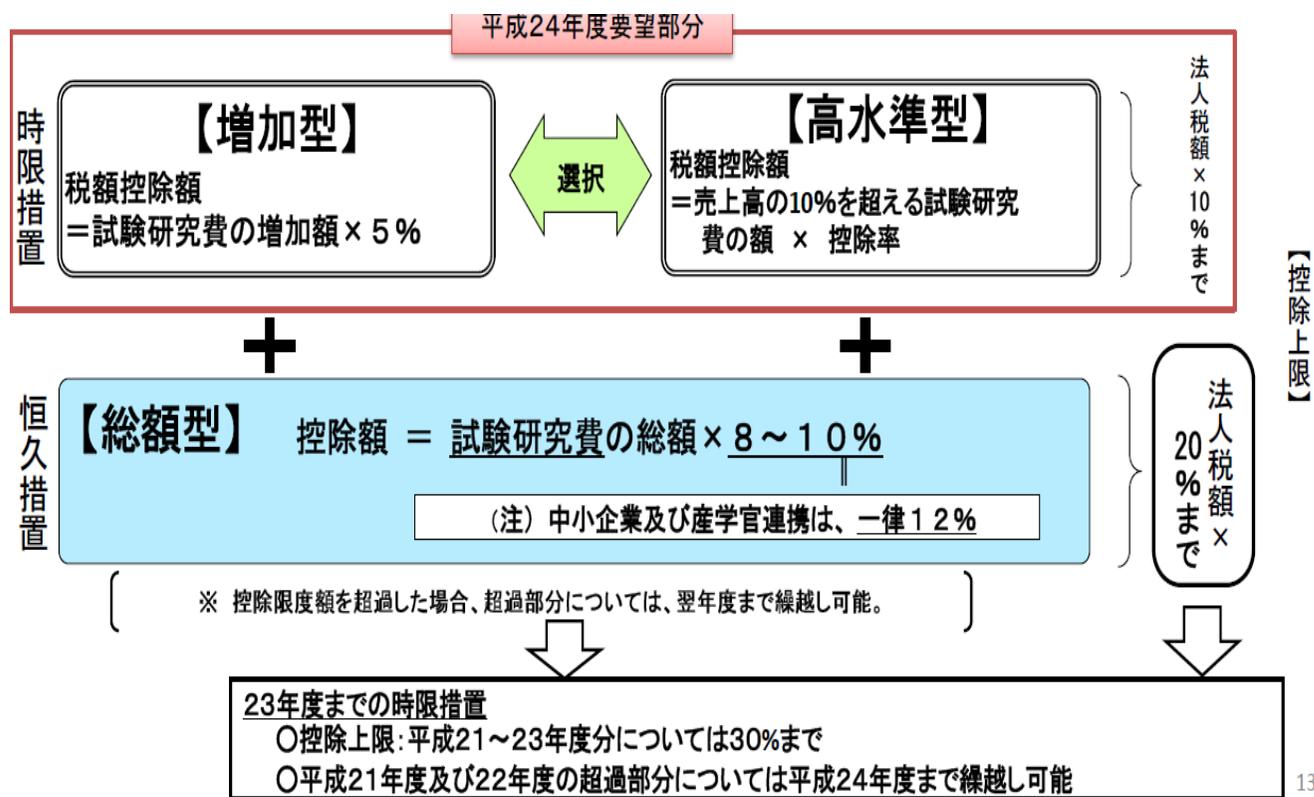
	業種区分	当期控除額(単位:百万円)
1	金融保険業	2,154,950
2	その他の法人	738,092
3	運輸通信公益事業	380,696
4	機械工業	379,433
5	化学工業	323,578
6	サービス業	224,144
7	卸売業	213,758
8	建設業	145,758
9	小売業	124,711
10	不動産業	102,373
11	その他の製造業	90,791
12	食料品製造業	68,125
13	料理飲食旅館業	65,843
14	鉄鋼金属工業	50,412
15	鉱業	29,612
16	繊維工業	10,058
17	出版印刷業	7,592
18	農林水産業	1,282

	業種区分	翌期繰越額
1	金融保険業	13,109,939
2	機械工業	4,569,000
3	卸売業	2,540,298
4	サービス業	2,493,186
5	化学工業	2,123,443
6	建設業	1,500,654
7	鉄鋼金属工業	1,133,012
8	運輸通信公益事業	1,101,595
9	小売業	1,096,971
10	不動産業	1,063,444
11	その他の製造業	929,126
12	その他の法人	364,383
13	料理飲食旅館業	357,232
14	食料品製造業	345,179
15	繊維工業	161,416
16	出版印刷業	159,186
17	鉱業	89,198
18	農林水産業	26,999

(出所)平成21年度会社標本調査を基に大和総研作成

# 研究開発税制の縮減

- 研究開発税制「総額型」の税額控除限度額が30%から20%に変更。
- なお、2012年度税制改正大綱には、試験研究費の増加額に係る税額控除または平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を2年延長(2013度末まで)することが盛り込まれている。



業種区分	試験研究費の総額 (単位:百万円)
化学工業	71,270
連結法人	63,314
機械工業	34,890
運輸通信公益事業	17,666
その他の製造業	12,210
卸売業	11,817
食料品製造業	8,586
サービス業	3,691
鉄鋼金属工業	2,620
建設業	2,254
繊維工業	956
鉱業	603
小売業	368
出版印刷業	271
金融保険業	197
料理飲食旅館業	8
農林水産業	5
不動産業	4

(出所) 平成24年度税制改正について(参考資料) 平成23年12月経済産業省

(出所) 平成21年度会社標本調査を基に大和総研作成

### (3) 貸倒引当金制度の縮減

#### ○ 適用法人を次の法人に限定

- (1) 中小法人等
- (2) 銀行、保険会社その他これらに準ずる法人(※)
- (3) 売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する法人等(上記(1)、(2)に該当する法人を除く。)

(※) その他これらに類する法人とは以下のとおりである。

証券金融会社、長期信用銀行、長期信用銀行持株会社、銀行持株会社、保険持株会社、少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、債権回収会社、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社企業再生支援機構、その他これらの銀行または保険会社その他これらに類する法人の子会社、など

- 上記以外の法人については、激変緩和措置あり。3月決算法人であれば、2013年3月期から2015年3月期までの期間について、貸倒引当金制度の繰入限度額を每期4分の1ずつ縮小する。2015年4月1日以後に開始する事業年度から繰入限度額が0となるよう経過措置が講じられた。

業種区分	貸倒引当金 (単位:百万円)
金融保険業	3,226,795
卸売業	487,558
サービス業	283,403
建設業	260,515
小売業	203,971
化学工業	203,843
運輸通信公益事業	160,720
機械工業	148,398
不動産業	142,744
その他の製造業	65,093
食料品製造業	55,642
鉄鋼金属工業	45,167
その他の法人	44,321
鉱業	36,803
農林水産業	34,258
出版印刷業	33,887
料理飲食旅館業	11,803
繊維工業	9,963

(出所)平成21年度会社標本調査を基に大和総研作成

## (4)その他

### ● 一般寄付金の損金不算入措置制度の縮減

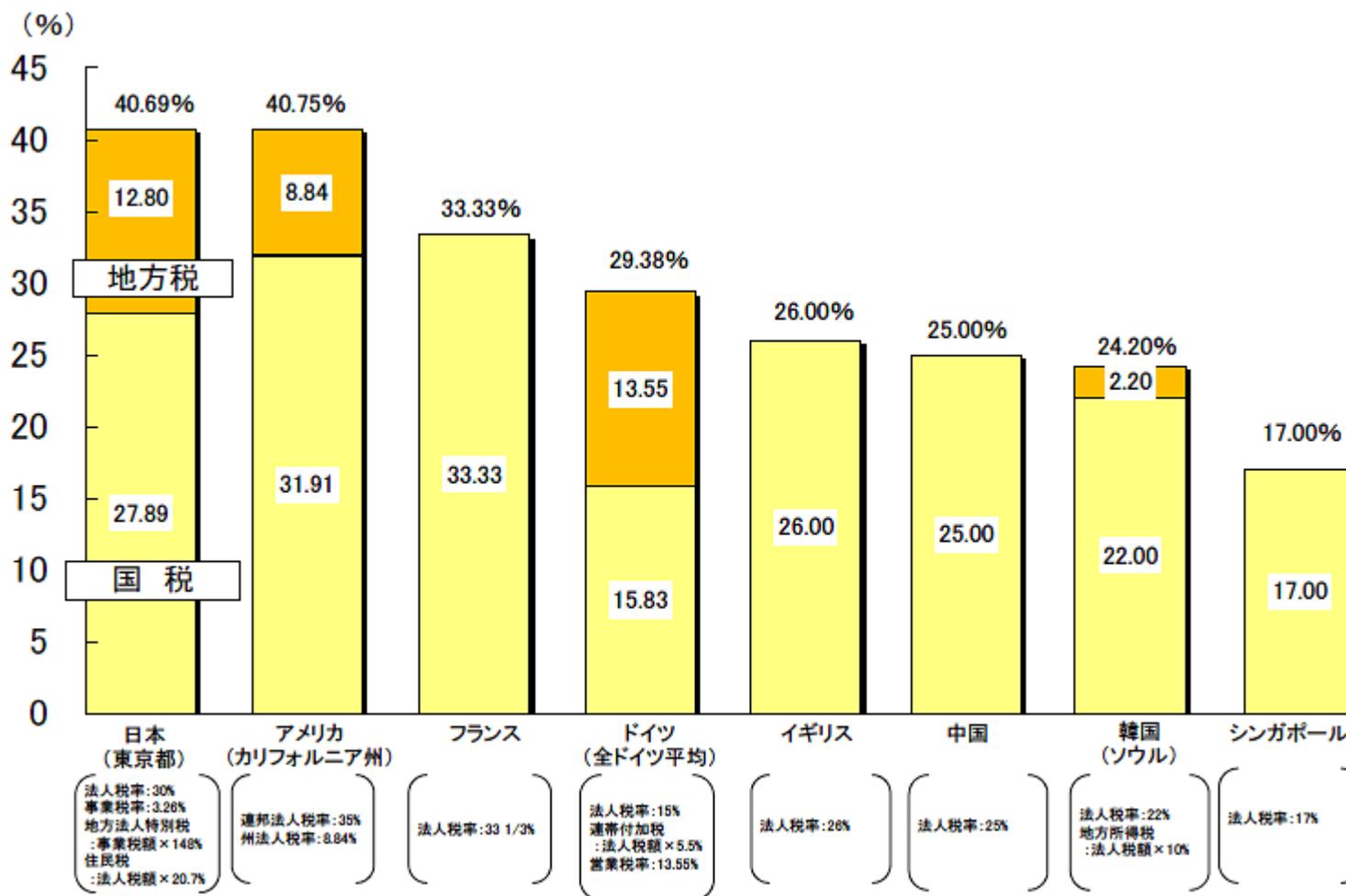
- 法人の支出する一般の寄付金は、一定の限度内で損金の額に算入されるが、その範囲を縮減。
  - 損金算入額について、資本金等の0.25%と所得の金額の2.5%との合計額の4分の1(現行:2分の1)に、引き下げ。
- その他、国・地方公共団体・一定の公益団体に対する指定寄付金は全額が損金算入できる。
- 特定公益増進法人に対する寄付金は一般寄付金とは別枠で従来と同額分損金算入できる。

### ● 外国税額控除制度の見直し

- ① 外国税額控除の対象から除外される高率(50%超)負担外国税額における高率負担水準について、その水準をわが国の法人実効税率とおおむね同水準となるよう引き下げ(35%超)。
- ② 国外所得から除外される非課税所得(現行2/3)について、その全額を除外。経過措置として1年間は非課税国外所得の5/6を除外。
- ③ 国外所得割合の90%制限に対する特例(国外使用人割合が高い場合等の特例)の廃止。



# 法人所得課税の実効税率の国際比較(2011年7月現在)



(出所)財務省資料

## 5. 法人の社会保険料負担について

### ○厚生年金の保険料率引上げ(法定事項)

- ・2010年度の厚生年金の保険料総額は22.7兆円。このうち半分が企業負担である。
- ・毎年厚生年金保険料率は0.157%(企業負担分)引上げ。  
→毎年、4,500億円程度、厚生年金保険料の企業負担は増加している  
(保険料が損金算入されることを考慮すると、実質負担増は毎年3,000億円程度)。

### ○パート労働者の厚生年金・健康保険の加入(検討事項)

- ・現行の社会保険加入要件(年収130万円以上、原則30時間以上勤務等)の引下げを検討
- ・これらを導入しても、国庫負担は増加しないが、パート労働者と企業の負担は増加する。
- ・企業負担増加額の粗い試算

$$\textcircled{1}377\text{万人} \times \textcircled{2}\text{年収}91\text{万円} \times \textcircled{3}(8.206\%+4.75\%) \times \textcircled{4}(1-35\%) = \text{年約}3,000\text{億円}$$

①週20～30時間勤務のパート労働者数、②第3号被保険者のパート労働者平均年収、③保険料率(年金+健保)、④税効果

※この試算の前提数値については、厚生労働省社会保障審議会の資料をもとにした。

### ○厚生年金保険料上限の引上げ(検討事項)

- ・厚生年金保険料は、現在では年収1,044万円で上限としている  
(それ以上年収があっても、保険料徴収の対象としない)。
- ・この上限を年収1,992万円に引上げると、企業は年5,400億円程度保険料負担が増加。  
(損金算入を考慮すると、実質負担増は年3,500億円程度)



---

## 4. 証券・金融税制

# 1. 海外投資家に対する日本版レベニュー債の非課税債券化等

## ○ 日本版レベニュー債

- 地方公共団体との間に完全支配関係がある公社等が発行する債券で、その利子が当該公社等の利益等に連動するもの(利益連動債)。
- 有料道路、公営住宅等のインフラを整備する資金を調達する目的で発行されることが想定。
- 東日本大震災の復興事業を支援するために発行されることも考えられる。

## ○ 現行税制

- 海外投資家が受ける振替社債・民間国外債の利子は、非課税。
- ただし、利子が発行体の利益等に連動する利益連動債の場合、その利子は課税の対象。
  - ✓ 日本版レベニュー債は、利益連動債に該当し得るため、15%の所得税が課される可能性あり。
- これでは、海外からの対日投資(復興資金等)が制約されることが懸念される。

## ○ 大綱

- 振替社債等の利子等の非課税制度について、非課税の対象外とされる利益連動債の範囲から、東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債(地方公共団体が債務保証をしないものに限る)を除外。
- これにより、日本版レベニュー債を活用した海外からの復興資金を呼び込むことが容易に。

## 2. 日本版ISAの利便性向上・事務手続の簡素化

### ○ 日本版ISA

- 個人投資家の証券市場への参加拡大を図るため、2014年に導入されることになっている少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置。

### ○ 現行制度の問題点

- 非課税口座開設の手続きや口座管理方法が金融機関及び顧客双方にとって煩雑。制度の普及・利用が妨げられるおそれあり。

### ○ 大綱

- ① 非課税口座年間取引報告書に記載すべき事項のうち繰越取得対価の額の記載を不要とするとともに、非課税口座内保管上場株式等について行われた株式分割等により非課税口座に受け入れた上場株式等がある場合には、その数、事由等を記載する。
- ② 非課税口座開設確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書について、これらの書類を同時に金融商品取引業者等の営業所の長に提出できる取扱いとする。

※ なお、証券業界・金融庁が要望していた以下の項目は、大綱に盛り込まれず。

1. 非課税投資額にかかわらず、分配金の同一銘柄への継続再投資を可能にすること。
2. 非課税口座の管理方法を簡素化するため、同一金融機関における非課税投資については1口座で管理すること。

### 3. 金融商品に係る損益通算の範囲の拡大

#### ○ 現行税制

- 2009年1月から上場株式・公募株式投資信託等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算が可能。
- 一方、株式の譲渡損失を預金・債券の利子所得と損益通算することは不可能。
  - ✓ 金融商品間(上場株式等、公社債、預金、デリバティブ取引等)の損益通算の範囲は制限。
  - ✓ 投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況。

#### ○ 大綱

- 具体的な項目は盛り込まれず、先送り。
- 今後の検討事項として、投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境を整えるため、2014年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、2013年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討することが明記された。

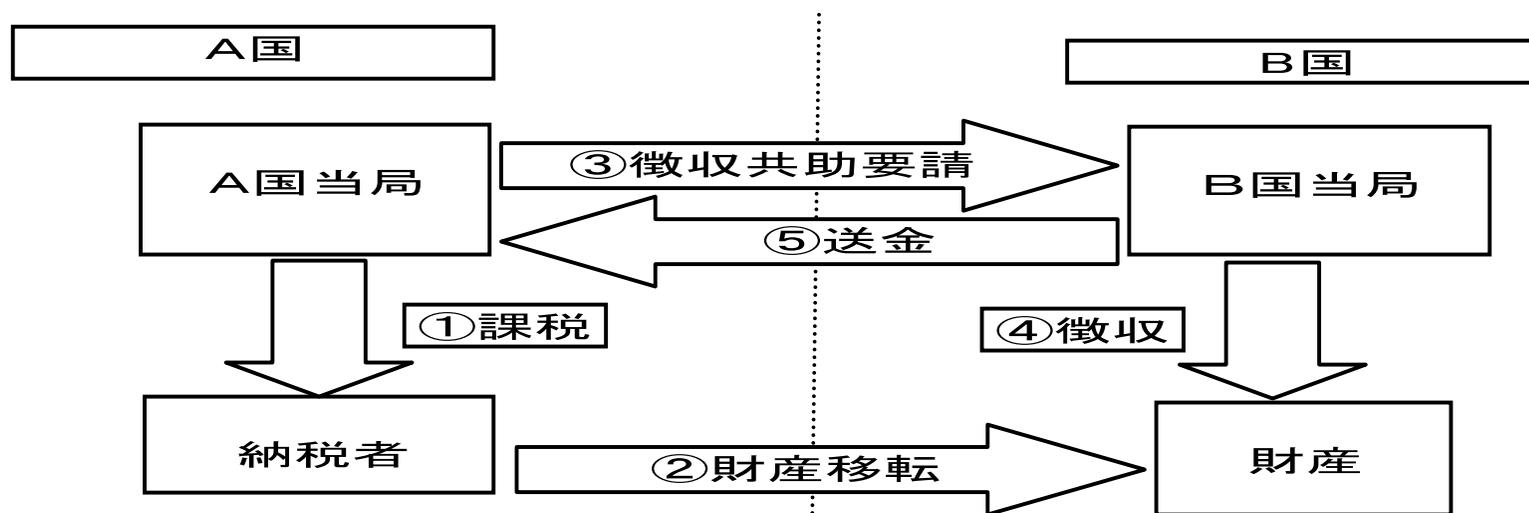


# 5. 国際課税

# 1. 徴収共助・送達共助に係る国内法の整備

- わが国は、2011年11月のG20カンヌ・サミットで、税務行政実効共助条約に署名
- この条約は、締約国間で、租税に関する以下の行政支援を相互に行うための多数国間条約。本条約を締結することにより、国際的な脱税及び租税回避行為に対処することが可能。
  - 情報交換: 締約国間において、租税に関する情報を相互に交換することができる。
  - 徴収共助: 租税の滞納者の資産が他の締約国にある場合、他の締約国にその租税の徴収を依頼することができる。
  - 送達共助: 租税に関する文書の名宛人が他の締約国にいる場合、他の締約国にその文書の送達を依頼することができる。

徴収共助の仕組み(イメージ)



(出所) 政府税制調査会資料を基に大和総研作成

# 1. 徴収共助・送達共助に係る国内法の整備(続き)

## (1) 外国租税債権の優先権の否定に関する規定の整備

- わが国の一般私債権者の債権回収機会を損なわないようにするため、以下の措置を講じる。
  - ✓ 租税条約等の相手国等から徴収共助の要請があった外国租税債権を徴収する場合には、国税徴収法における国税の優先権に関する規定を適用しない。
  - ✓ 当該外国租税債権の徴収手続が民事執行手続または倒産手続と競合した場合には、当該外国租税債権に優先配当されないようにする。

## (2) 徴収共助等を実施しない事由の整備

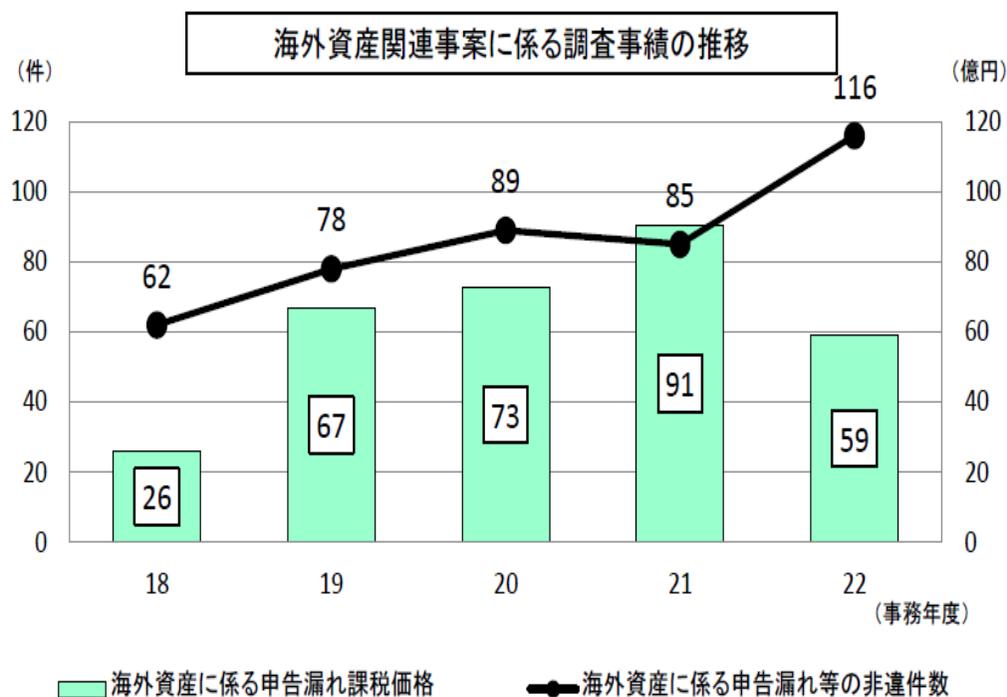
- わが国の国益に悪影響が及ぶ場合や、私人の権利を制約する場合など相手国に協力するのが適当でない場合については、徴収権限を行使しないものとする必要があるとの考えから、徴収共助等を実施しない事由を整備する。
- 具体的には、租税条約等の相手国等から徴収共助または保全共助の要請があったときは、当該要請が当該租税条約等の規定に基づかない要請である場合、当該相手国等において納税者の権利救済の機会が適切に確保されていない場合等の事由に該当する場合には、当該要請に係る共助を実施しない。

## (3) 徴収共助等・送達共助の実施のための手続等の整備

- 徴収共助の開始からの手続の明確化、条約が定める保全共助や消滅時効に係る規定を担保する国内法及び文書送達共助を実施するための国内法を整備する。

## 2. 国外財産調書制度の創設

- 近年、国外財産に係る所得や相続財産の申告漏れが増加傾向にあるとされている。
- もっとも、国外財産に係る情報については、①執行管轄権の制約から、国外の金融機関等に対して調書の提出を求めることや税務調査権限を行使することは困難であり、また、②租税条約等に基づく外国当局との情報交換でも網羅的に納税者の情報の提供を要請することは困難であるなど、国内財産と比べて把握体制が脆弱とされている。



(出所) 国税庁「平成22事務年度における相続税の調査の状況について」

## 2. 国外財産調書制度の創設(続き)

- 国外財産に係る所得税・相続税等の適正な課税・徴収に資するため、5千万円を超える国外財産を保有する個人(居住者)に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度。
  - 提出義務者:その年の12月31日において価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する居住者
  - 提出期限:翌年3月15日
  - 国外財産調書の記載事項:国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項
    - ✓ 財産の評価については、原則として時価。例外として見積価額。
- 提出促進策として、国外財産に関する所得等の申告漏れがあった場合の加算税について、次の措置を講じることが盛り込まれた。
  - ① 調書に国外財産の記載がある部分については、過少申告加算税、無申告加算税を5%軽減(所得税・相続税)
  - ② 調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少申告加算税、無申告加算税を5%加重(所得税)

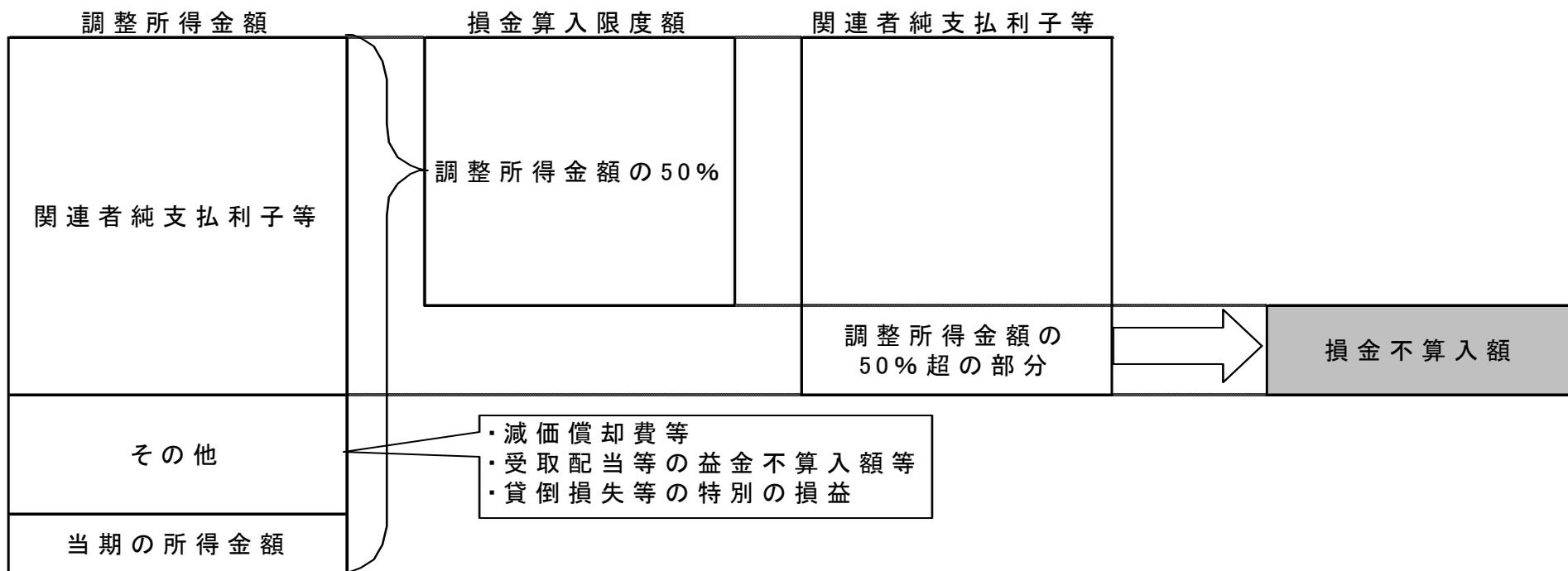
### 3. 過大支払利子税制の導入

- 近年ほとんどの主要先進国は利子について、投資効率促進の観点から租税条約で源泉地国免税を導入
  - わが国にとっては、今後の検討課題
- 他方、租税回避行為の抑止等の適切な課税権の確保の観点から、近年、主要先進国は特に過大な支払利子を通じた所得移転に対抗するため、利子に関する損金算入制限措置を強化する傾向
  - わが国の現行の利子に関する租税回避防止措置は、これら諸外国の強化された制度に比べて不十分
- 過大な支払利子に対する対応手法は、大きく分けて以下の3つの手法がある
  - ① 過大な利率に対応する手法
  - ② 負債が資本に比して過大な場合に対応する手法
  - ③ 支払利子が利払い前の所得金額に比して過大な場合に対応する手法
- わが国は既に①については移転価格税制、②については過小資本税制で対応しているが、③に対応する制度が存在しない。

### 3. 過大支払利子税制の導入(続き)

- 所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するために、関連者への純支払利子等の額のうち調整所得金額の一定割合(50%)を超える分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととする。

- **損金不算入額 = 関連者純支払利子等 - 調整所得金額 × 50%**
- **関連者純支払利子等 = 関連者支払利子等 - 受取利子等**
- **受取利子等 = 総受取利子等の額 × 関連者支払利子等の額の合計額 ÷ 総支払利子等の額**



(出所) 政府税制調査会資料を基に大和総研作成

## 4. 自動発注サーバに係る非課税措置の創設

### ○ 現行

- 海外投資家が、わが国で有価証券等の売買を自動的に発注するサーバ(以下、自動発注サーバ)を所有し、有価証券等の売買の自動発注を行う場合
  - ✓ 当該サーバは恒久的施設(Permanent Establishment 以下、PE)とされる可能性あり
  - ✓ 海外投資家は、当該有価証券等に係る利子、配当、譲渡益その他の所得に対し、わが国の法人税(外国法人の場合)が課税される可能性あり
- このため、海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買が制約されている状況。

### ○ 大綱では盛り込まれず

- 金融庁は、自動発注サーバを恒久的施設に含まれないものとすることを要望。外国の取引所に対する競争力が高まるため、特に東京証券取引所から強く要望されていた。

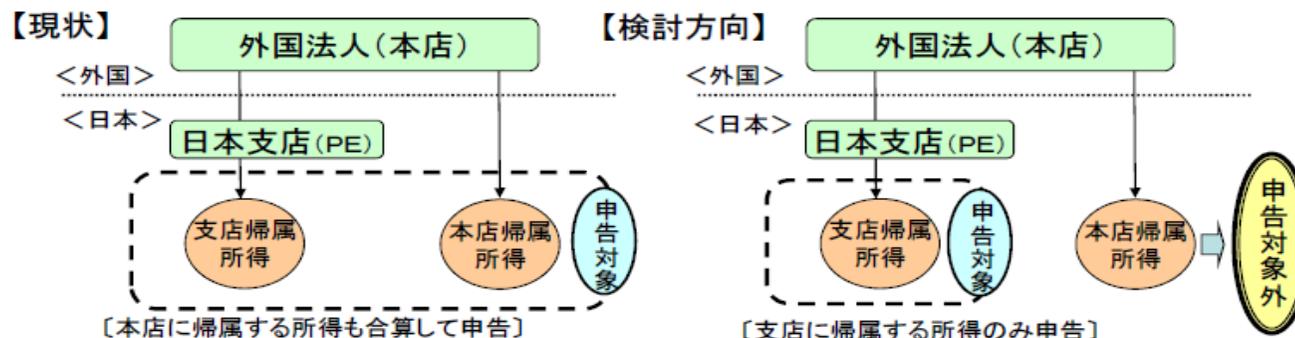
## 5. 今後の検討事項

### ○ 国際課税原則の見直し(総合主義から帰属主義への変更)

- 国際課税原則については、経済協力開発機構(OECD)加盟国のほぼ全てにおいて、外国法人等が国内に恒久的施設(PE)を有する場合、PEに帰属する所得のみが申告対象(帰属主義)。
- 一方、わが国においては、外国法人等が国内にPEを有する場合、PEに帰属しているか否かを問わず、すべての国内源泉所得について申告が必要(総合主義)。
  - ✓ グローバル・スタンダードから乖離、対内投資の阻害要因。

### ○ 大綱

- いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法上の規定を「帰属主義」に沿った規定に見直す。
- これに応じた適切な課税を確保するために必要な法整備に向け、具体的な検討を行う。



(出所)平成24年度税制改正について(金融庁)

## 6. 国際(開発)連帯税の検討

- 国際連帯税とは

「グローバルなモノや活動に、グローバルに課税」(※)すること

(※:横浜市立大学准教授・上村雄彦氏の定義)

- 政府税制調査会では、航空券連帯税と通貨取引税が具体的な検討対象となった。  
(2010年において国際課税小委員会にて検討。2011年は、実質的な議論の進展はほぼない)

- 航空券連帯税

国際線の航空券等に一定額の課税を行う。フランス、韓国等の9カ国で実施(注)

フランスでは年211億円、韓国では年10.5億円の税収を得て、途上国の貧困対策等に使用。

- 通貨取引税

国際的な通貨の取引に一定率の課税を行う。実施済の国は存在しない。

EU域内で金融取引(株式、債券、デリバティブ等)に課税する案が検討されているが、

これは理念も用途も「通貨取引税」とは大きく異なるものであるし、実現の見通しも立っていない。

(注)フランスの資料では12カ国で実施とされているが、日本の外務省の調査で実施が確認できたのは、フランス資料掲載のうち6カ国(残り6カ国中、3カ国は未実施または廃止を確認、残り3カ国は調査中)と、フランス資料非掲載3カ国の計9カ国。

本資料記載の情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。

内容に関する一切の権利は(株)大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等をご遠慮ください。